平成２１年（フ）第２１５号
奈良県山辺郡山添村大字遅瀬1735番地、事務所奈良県山辺郡山添村大字遅瀬63番・64番１
破産者　株式会社和建設
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第３７５号
沖縄県沖縄市字宮里537番地　ハイムＹＳ302
破産者　名嘉眞正夫
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７１７号
宮崎市南方町迫之山186番地２、開始決定時の住所宮崎市平和が丘北町21番地６
破産者　寺澤　忠夫
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第７１８号
宮崎市南方町迫之山186番地２、開始決定時の住所宮崎市平和が丘北町21番地６
破産者　寺澤　初代
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第４８号
長崎県平戸市堤町2474番地
破産者　辻　　利行
１　破産債権の届出期間　平成22年４月２日まで
２　一般調査期日　平成22年５月21日午前11時
平成22年２月26日　長崎地方裁判所平戸支部

平成２１年（フ）第６８号
岐阜県下呂市野尻1441番地の３
破産者　有限会社梅美土木
１　破産債権の届出期間　平成22年４月２日まで
２　一般調査期日　平成22年６月14日午後１時30分
平成22年３月２日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
岐阜県下呂市野尻1549番地２
破産者　今井　康男
１　破産債権の届出期間　平成22年４月２日まで
２　一般調査期日　平成22年６月14日午後１時30分
平成22年３月２日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第６１３４号
大阪府枚方市香里園町４番28号、開始決定時の住所大阪府枚方市香里園桜木町21番９号
破産者　服部伊佐男
１　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
２　一般調査期日　平成22年５月24日午後４時
平成22年３月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００４９号
大阪市港区弁天１丁目４番５―1104号
破産者　山根　　豊
１　破産債権の届出期間　平成22年４月８日まで
２　一般調査期日　平成22年５月20日午後４時
平成22年３月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４２３号
京都市上京区下長者町通六軒町西入利生町294番地150
破産者　島　　誠一
１　破産債権の届出期間　平成22年４月14日まで
２　一般調査期日　平成22年５月19日午後３時30分
平成22年３月３日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
宮城県白石市字幸24番地Ｉ―102
破産者　山谷　　博
１　破産債権の届出期間　平成22年４月15日まで
２　一般調査期日　平成22年７月14日午前10時
平成22年３月３日
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第５６号
京都府舞鶴市字上福井964番地の４
破産者　小豆　　昭
１　破産債権の届出期間　平成22年４月16日まで
２　一般調査期日　平成22年６月４日午後２時
平成22年３月２日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第７３５４号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目20番地の２―Ｅ20―403
破産者　東條　雅信
１　破産債権の届出期間　平成22年４月16日まで
２　一般調査期日　平成22年５月27日午後３時30分
平成22年３月２日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第８８７０号
大阪市東成区大今里西１丁目９番16号
破産者　株式会社サンビアート
１　期日　平成22年４月12日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第４８１１号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番７―701号、開始決定時の住所大阪市東住吉区桑津１丁目12番９―1207号
破産者　宮野　　渉
１　期日　平成22年４月14日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６００号
和歌山県橋本市小峰台１丁目33番地の６
破産者　堀畑設備株式会社
１　期日　平成22年４月26日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月３日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第６３２号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫720番地の２
破産者　堀畑ひろ子
１　期日　平成22年４月26日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月３日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第１５３号
長崎県西海市西海町太田和郷1350番地
破産者　植岡建設株式会社
１　期日　平成22年５月14日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月２日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第９７号
山口県長門市三隅下4043番地４
破産者　大井　光祥
異議申述期間　平成22年４月６日まで
平成22年３月３日
山口地方裁判所民事部破産係